

平成 28 年 2 月 22 日

各 位

住 所 東京都渋谷区桜丘町 26 番 1 号  
 (本社事務所 東京都渋谷区道玄坂 1 丁目 16 番 3 号)  
 会 社 名 GMO アドパートナーズ株式会社  
 代 表 者 代 表 取 締 役 社 長 橋 口 誠  
 (コード番号 4784 JASDAQ)  
 問い合わせ先 取 締 役 森 竹 正 明  
 T E L 03-5728-7900  
 U R L <http://www.gmo-ap.jp/>

## 定款一部変更のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 3 月 20 日開催予定の第 17 期定時株主総会に、下記のとおり定款の変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

## 記

## 1. 定款変更の理由

- ①当社グループの事業領域の拡大に伴い、第 3 条(目的)に事業目的を追加するものであります。
- ②「会社法の一部を改正する法律」が平成 27 年 5 月 1 日に施行されたのに伴い、新たに創設された監査等委員会設置会社へ移行するため、定款について所要の見直しを行うものであります。

## 2. 変更の内容

(下線部分変更箇所)

現行定款	変更案
第 1 章 「総則」	第 1 章 「総則」
第 1 条～第 2 条 (条文省略)	第 1 条～第 2 条 (条文省略)
第 3 条 (目的)	第 3 条 (目的)
1. 当社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する業務を営む外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配または管理す	1. 当社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する業務を営む外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配または管理す

<p>ること、ならびにこれに付帯または関連する一切の業務を行うことを目的とする。</p> <p>(条文省略)</p> <p>(8) <u>市場及び広告に関する調査と情報提供及び効果分析に関する業務</u></p> <p>(条文省略)</p> <p>(11)知的財産権(著作権、著作隣接権、商標権、意匠権、実用新案権、特許権、工業所有権、肖像権、版權、興行権)の取得、譲渡、利用、使用許諾、販売及び管理</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(12)企業の人事・総務・経理事務および経営管理事務の受託</p> <p>(13)前各号に付帯関連する一切の業務</p> <p>2. 当社は、前項各号に定める事業およびこれに付帯または関連する一切の業務を営むことができる。</p> <p>第4条～第5条</p> <p>(条文省略)</p>	<p>ること、ならびにこれに付帯または関連する一切の業務を行うことを目的とする。</p> <p>(条文省略)</p> <p>(8) <u>各種市場調査(マーケティングリサーチ)、経営情報、情報セキュリティ、及び広告に関する調査とこれらに関する情報提供、及び情報処理と情報提供、並びにこれらの効果分析の提供に関する業務</u></p> <p>(条文省略)</p> <p>(11)知的財産権(著作権、著作隣接権、商標権、意匠権、実用新案権、特許権、工業所有権、肖像権、版權、興行権)の取得、譲渡、利用、使用許諾、販売及び管理、<u>運用、並びに出願に関するコンサルタント業</u></p> <p>(12)<u>会員サービス事業</u></p> <p>(13)<u>イーコマース事業</u></p> <p>(14)<u>サーバシステムの構築、運営、管理、リース及び販売</u></p> <p>(15)<u>グラフィックデザインを含むデザインアートの企画、制作、編集、販売及びイベント企画</u></p> <p>(16)<u>不動産業</u></p> <p>(17)<u>宅地建物取引業</u></p> <p>(18)<u>不動産特定共同事業法に基づく事業</u></p> <p>(19)<u>特定目的会社、特別目的会社財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に定める会社及び不動産投資信託に対する出資並びに出資持分の売買、仲介及び管理</u></p> <p>(20) 企業の人事・総務・経理事務および経営管理事務の受託</p> <p>(21)前各号に付帯関連する一切の業務</p> <p>2. 当社は、前項各号に定める事業およびこれに付帯または関連する一切の業務を営むことができる。</p> <p>第4条～第5条</p> <p>(条文省略)</p>
--	--

<p>第2章 「株式」</p> <p>第6条～第11条 (条文省略)</p> <p>第3章 「株主総会」</p> <p>第12条～第18条 (条文省略)</p> <p>第4章 「取締役及び取締役会」</p> <p>第19条 (条文省略)</p> <p>第20条 (取締役の員数) 当社の取締役は11名以内とする。  (新設)</p> <p>第21条 (取締役の選任方法) 1. 当社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>第22条 (取締役の任期) 取締役の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時ま</p>	<p>第2章 「株式」</p> <p>第6条～第11条 (条文省略)</p> <p>第3章 「株主総会」</p> <p>第12条～第18条 (条文省略)</p> <p>第4章 「取締役及び取締役会」</p> <p>第19条 (条文省略)</p> <p>第20条 (取締役の員数) <u>1. 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>は11名以内とする。 <u>2. 当社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)</u>は5名以内とする。</p> <p>第21条 (取締役の選任方法) 1. 当社の取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>株主総会の決議によって選任する。 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>第22条 (取締役の任期) <u>1. 取締役の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時</u></p>
---	---

<p>でとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第 23 条～第 24 条 (条文省略)</p> <p>第 25 条 (代表取締役)</p> <p>1. 取締役社長は、当会社を代表する。</p> <p>2. 取締役社長その他、必要に応じ、取締役会の決議により、当会社を代表すべき取締役を選定することができる。</p> <p>第 26 条～第 27 条 (条文省略)</p> <p>第 28 条 (取締役会の招集手続)</p> <p>1. 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急に招集の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</p> <p>第 29 条 (条文省略)</p>	<p>までとする。</p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4. 会社法第 329 条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p>第 23 条～第 24 条 (条文省略)</p> <p>第 25 条 (代表取締役)</p> <p>1. 取締役社長は、当会社を代表する。</p> <p>2. 取締役社長その他、必要に応じ、取締役会の決議により、<u>取締役(監査等委員を除く。)</u>の中から当会社を代表すべき取締役を選定することができる。</p> <p>第 26 条～第 27 条 (条文省略)</p> <p>第 28 条 (取締役会の招集手続)</p> <p>1. 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急に招集の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</p> <p>第 29 条 (条文省略)</p>
--	---

<p>第 30 条 (取締役会の決議の省略)</p> <p>当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面又は電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>第 31 条 (条文省略)</p> <p>第 32 条 (取締役会の議事録)</p> <p>1. 取締役会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録し、議長並びに出席した取締役及び<u>監査役</u>がこれに記名押印又は電子署名をする。</p> <p>2. 取締役会の議事録は、10 年間本店に備え置く。</p> <p>第 33 条 (条文省略)</p> <p>第 34 条 (取締役の報酬等)</p> <p>取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 35 条 (取締役の責任免除)</p> <p>1. 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、会社法第 423 条第 1 項の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、会社法第 423 条第 1 項の行為に関する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。<u>ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度</u></p>	<p>第 30 条 (取締役会の決議の省略)</p> <p>当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面又は電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>第 31 条 (条文省略)</p> <p>第 32 条 (取締役会の議事録)</p> <p>1. 取締役会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録し、議長並びに出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名をする。</p> <p>2. 取締役会の議事録は、10 年間本店に備え置く。</p> <p>第 33 条 (条文省略)</p> <p>第 34 条 (取締役の報酬等)</p> <p>取締役の報酬等は、株主総会の決議によって<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>定める。</p> <p>第 35 条 (取締役の責任免除)</p> <p>1. 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、会社法第 423 条第 1 項の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、会社法第 423 条第 1 項の行為に関する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。<u>ただし、当該</u></p>
--	--

<p>額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 「<u>監査役及び監査役会</u>」</p> <p>第 36 条 （<u>監査役及び監査役会の設置</u>） 当社は、<u>監査役及び監査役会</u>を置く。</p> <p>第 37 条 （<u>監査役の員数</u>） <u>当社の監査役は、5名以内とする。</u></p> <p>第 38 条 （<u>監査役の選任方法</u>）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>当社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></li> <li>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></li> <li>3. <u>当社は、会社法第 329 条第2項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></li> <li>4. <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></li> </ol> <p>第 39 条 （<u>監査役の任期</u>）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></li> <li>2. <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する最終の事業年</u></li> </ol>	<p>契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 「<u>監査等委員会</u>」</p> <p>第 36 条 （<u>監査等委員会の設置</u>） 当社は、<u>監査等委員会</u>を置く。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
--	---

<p><u>度に関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p>	
<p><u>第 40 条 (常勤の監査役)</u> <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を1名以上選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>第 41 条 (監査役会の招集手続き)</u> <u>監査役会の招集は、各監査役に対し、会日の3日前までに通知を発するものとする。ただし、緊急に招集の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</u></p>	<p><u>第 37 条 (監査等委員会の招集手続き)</u> <u>監査等委員会の招集は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに通知を発するものとする。ただし、緊急に招集の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</u></p>
<p><u>第 42 条 (監査役会の決議方法)</u> <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p><u>第 38 条 (監査等委員会の決議方法)</u> <u>監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>
<p><u>第 43 条 (監査役会の議事録)</u> 1. <u>監査役会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名をする。</u> 2. <u>監査役会の議事録は、10年間本店に備え置く。</u></p>	<p><u>第 39 条 (監査等委員会の議事録)</u> 1. <u>監査等委員会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名をする。</u> 2. <u>監査等委員会の議事録は、10年間本店に備え置く。</u></p>
<p><u>第 44 条 (監査役会規則)</u> <u>監査役会に関する事項については、法令又は定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	<p><u>第 40 条 (監査等委員会規則)</u> <u>監査等委員会に関する事項については、法令又は定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>
<p><u>第 45 条 (監査役の報酬等)</u> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p><u>第 46 条 (監査役の責任免除)</u></p>	(削除)

<p>1. 当社は、会社法第 426 条第1項の規定により、<u>会社法第 423 条第1項の行為に関する監査役(監査役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、会社法第 423 条第1項の行為に関する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 「会計監査人」</p> <p>第 47 条～第 49 条 (条文省略)</p> <p>第 50 条 (会計監査人の報酬等) 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第7章 「計算」</p> <p>第 51 条～第 54 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第6章 「会計監査人」</p> <p>第 41 条～第 43 条 (条文省略)</p> <p>第 44 条 (会計監査人の報酬等) 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第7章 「計算」</p> <p>第 45 条～第 48 条 (条文省略)</p> <p>附則 <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> 当社は、<u>第 17 期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>
--	---



3. 日程

- |                     |                     |
|---------------------|---------------------|
| (1) 定款変更のための株主総会開催日 | 平成 28 年3月 20 日(日曜日) |
| (2) 定款変更の効力発生日      | 平成 28 年3月 20 日(日曜日) |

以 上